

平成27年度

# 中 落合中学校のてびき



広島市立落合中学校

広島市安佐北区真亀二丁目1番1号

電話 (082) 842-6416

FAX (082) 842-9806

# 落合中学校校歌

野地潤家 作詞  
永井主憲 作曲

おのがじ し ちか らをつく し ま  
 なばーんと われらつとめて  
 じりつへの みねをめざせば  
 やまやまは みどりかがやき  
 のぼりゆく みちにさちあり  
 ああおちあい ちゅうがく われらがぼこ う

## 落合中学校校歌

野地潤家

- |  |  |   |   |   |  |
|--|--|---|---|---|--|
| <p>一、おのがじし<br/>学ばんと<br/>自律への<br/>山々は<br/>登りゆく<br/>あゝ落合中学</p> | <p>二、ともどもに<br/>高めんと<br/>友愛の<br/>足もとに<br/>友とゆく<br/>あゝ落合中学</p> | <p>三、若き日は<br/>鍛えんと<br/>鍛練の<br/>吹く風に<br/>求めゆく<br/>あゝ落合中学</p> | <p>力を尽くし<br/>われら努めて<br/>峰をめざせば<br/>みどりかがやき<br/>道に幸あり<br/>われらが母校</p> | <p>個性をのぼし<br/>われらちかいて<br/>学園を築けば<br/>いずみわき出て<br/>道に夢あり<br/>われらが母校</p> | <p>ふたたびあらし<br/>われらはげみて<br/>汗をしほれば<br/>魂もさわやか<br/>道に栄光あれ<br/>われらが母校</p> |
|--|--|---|---|---|--|

## 目 次

1. 校 章	1
2. 本校の教育方針	2
3. 落合中学校に入学されるみなさんへ	3
4. 中学校の教科・学びのルール	4
5. 一日の学校生活	5
6. 落中メソッド	6
7. 「みそあじ」 in 落合	7, 8
8. 落合中 生徒心得	9 ~ 13
9. 部活動	14
10. 生徒会	15, 16
11. 落合中学校のおもな行事予定	17
12. 入学式までの日程	18
13. 学校納入金の方法について	19 ~ 21
14. 就学援助について	22
15. 学校給食（民間調理委託方式）実施について	23
16. デリバリー給食における食物アレルギー対応について	24, 25
17. 保健室からのお願い	26 ~ 28
18. 日本スポーツ振興センター災害共済給付金取扱いについて	29 ~ 31
19. 新1年生物品販売	32
20. P T A 組織図	33
21. 広島市立落合中学校 P T A 規約	34 ~ 37
22. 校内における生徒の携帯電話所持禁止について	38
23. メール連絡網登録のご案内	39
24. 非常災害時の登下校について	40
25. 教室等配置図	41

## 1. 校 章

### 落 合 中 学 校 校 旗



#### 〈校章の由来〉

昭和51年4月、落合中学校開校に伴い、校章のデザインを募集。  
旧高陽町 金平の山添剛之さんの作品に決定した。

- 新設校にふさわしく、古いパターンを越えモダンな形である。
- 縦の線は太田川、両側のコ形はそれに連なる山を示す。全体としては「中」を表す。

## 2. 本校の教育方針

### 校訓

- 自律** 自ら学び考え、自分をきびしくいましめ、自己の最善をつくす生徒になろう。
- 友愛** 友だちと協力し、互いに助け、励まし合って、共に進む生徒になろう。
- 鍛練** 常に自分を鍛え、何事にもくじけない、たくましい生徒になろう。

### 1. 教育目標

平和を愛する豊かな心をはぐくみ、自主性・社会性をもち、たくましく生きる生徒の育成を図る。

### 2. 学校経営方針

- (1) 意欲的に学ぼうとする学習集団を育成する
- (2) 人間関係能力を育成し向上させる
- (3) 基礎学力を向上させる
- (4) 地域との交流を拡大する

### 3. 目指す生徒像

- (1) 授業を何より大切にし、自ら学び、確実に力をつける生徒
- (2) 自分や仲間を大切にし、切磋琢磨し、ともに高まる生徒
- (3) 夢や希望を持って、あきらめず最後まで頑張り抜く生徒
- (4) 母校・地域を愛し、落合中学校に入学してよかったと思う生徒

### 4. 取り組みの重点

- (1) 規律ある授業環境を整える：  
・学びのルール遂行・授業めあての明確化  
・着ベル
- (2) 活力ある授業を展開していく：  
・特別支援教育の視点に立つ授業  
・小グループを活用する授業
- (3) 行事を大切にし、生徒どうしのつながりを大事にする
- (4) 生徒会活動を充実させていく
- (5) 小中連携を深めていく
- (6) 「みそあじ」を生活の基盤の中心に置くとともに、地域に発信していく
- (7) 「落中メソッド」を実施し、読むこと、書くこと、計算することを徹底していく



## 3. 落合中学校に入学されるみなさんへ

本日、保護者のみなさまにはご多用の中、落合中学校にお越しいただき誠にありがとうございます。

さて、このたびお子さまには、めでたく小学校を卒業され中学校への入学の運びとなりましたこと心よりお喜び申し上げます。

保護者のみなさま同様に児童のみなさまも進学する喜びに胸をふくらませていることと思います。

本校の教職員はもちろんのこと在校生一同みなさんの入学を心待ちにしております。中学校では小学校で学んだことをさらに進んで学習していく「学びの場」であります。中学校3年間でしっかりとした学力を身につけ、身体も心も鍛え社会に貢献できる人になってほしいと思います。そのためには全ての「学び」から逃げない人であってほしいと願っています。

生きていくための力を本校ではこのように考えています。

- 学びから逃げない
- 規則正しく生活できる
- 仲間と協力できる
- 人をおもいやることができる
- 物事を深く考えることができる
- 規則やルールを守ることができる
- よりよいことを実行、選択できる
- 将来を見通した計画ができる
- 全てのことに感謝できる
- 地域に貢献できる
- 当たり前のことを当たり前にする

また、部活動や生徒会活動も力を入れています。ぜひ学習や部活動を両立させ、有意義な中学生生活を送ることができるよう一人一人が最善を尽くしてほしいと思います。教職員一同、皆さんをしっかり応援していきます。

広島市立落合中学校長 原之園 和弘

## 4. 中学校の教科・学びのルール

平成27年度年間授業時数（予定）

区分	必修教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的な学習	合計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

※総合的な学習は言語数理運用科（35）を含む。

### 落合中「学びのルール」

0. 開始までに準備をします。
1. 最後まで聴きます。
2. 手はだまってあげます。
3. 「です。」「ます。」で話します。
4. 勝手に席から離れません。
5. 宿題は家でやってきます。

0. 授業が始まってからロッカーに物を取りに行きません。授業に必要な物は、机の上に準備しておきます。
1. 先生や生徒の発言中は、絶対に私語をしません。最後までよく聴いてから、質問します。
3. 教室は「学びの場」です。授業は、正しい言葉づかいに気をつけます。
5. 宿題はほぼ毎日あります。たとえば、国語の漢字練習。毎時間の小テストに備えた練習が宿題です。また、英語の毎日ノート。一日一ページ。書き慣れることが宿題です。また、休日前には「週末課題」が宿題になります。毎日最低でも1時間の家庭学習を定着させます。

※ 教科や担当の先生が変わっても、「学びのルール」は共通です。毎時間、教科担当が評価して、ルールを守って頑張る皆さんを応援しています。

## 5. 一日の学校生活

朝会	・ 8:30～(10分)	8:25分の予鈴までに教室へ入り、カバンをロッカーへ片づけ、着席します。着席で出席となります。全校集会在月2回行われます。25分までに体育館集合です。もちろん無言集合・無言解散。
1校時	・ 8:50～(50分)	朝読書・落中メソッド・健康観察・貴重品預け 今日の予定・担任の話 等
2校時	・ 9:50～(50分)	
3校時	・ 10:50～(50分)	
4校時	・ 11:50～(50分)	授業準備時間は10分間
昼食	・ 12:45～(15分)	授業時間は50分。教科ごとに担当の先生が替わります。教科によっては特別教室に移動して学習します。学びのルールを大切にします。
休憩	・ 13:00～(25分)	弁当を持参するか、デリバリー給食(牛乳付き)を注文します。箸とお茶は持参です。割り箸は使用しません。残食ゼロに取り組んでいます。
5校時	・ 13:30～(50分)	ボールの貸し出しを保体委員会でを行っています。
6校時	・ 14:30～(50分)	生徒も先生も全員が協力して、自分の教室や校舎内外を掃除します。分担を確実にしています。
清掃	・ 15:23～(12分)	
暮会	・ 15:40～(15分) ・ 15:55終了	一日の反省、明日の予定確認、落中メソッド、担任からの話などがあります。デイリーノート(生活帳)に時間割りや宿題を記入します。学年ごとに「合同暮会」を行うこともあります。学年の目標や課題はここで共有します。
部活動	・ 16:00～	放課後は、14の部活動が活発に活動しています。委員会活動・ちょこボラ・補充学習なども行われます。

### 始業前

ゆとりをもって登校しましょう。部活によっては朝練習(7:30登校)をする部活もあります。8:30着席で出欠・遅刻の確認をします。朝の欠席連絡は8:20までに保護者の方から電話連絡をお願いします。

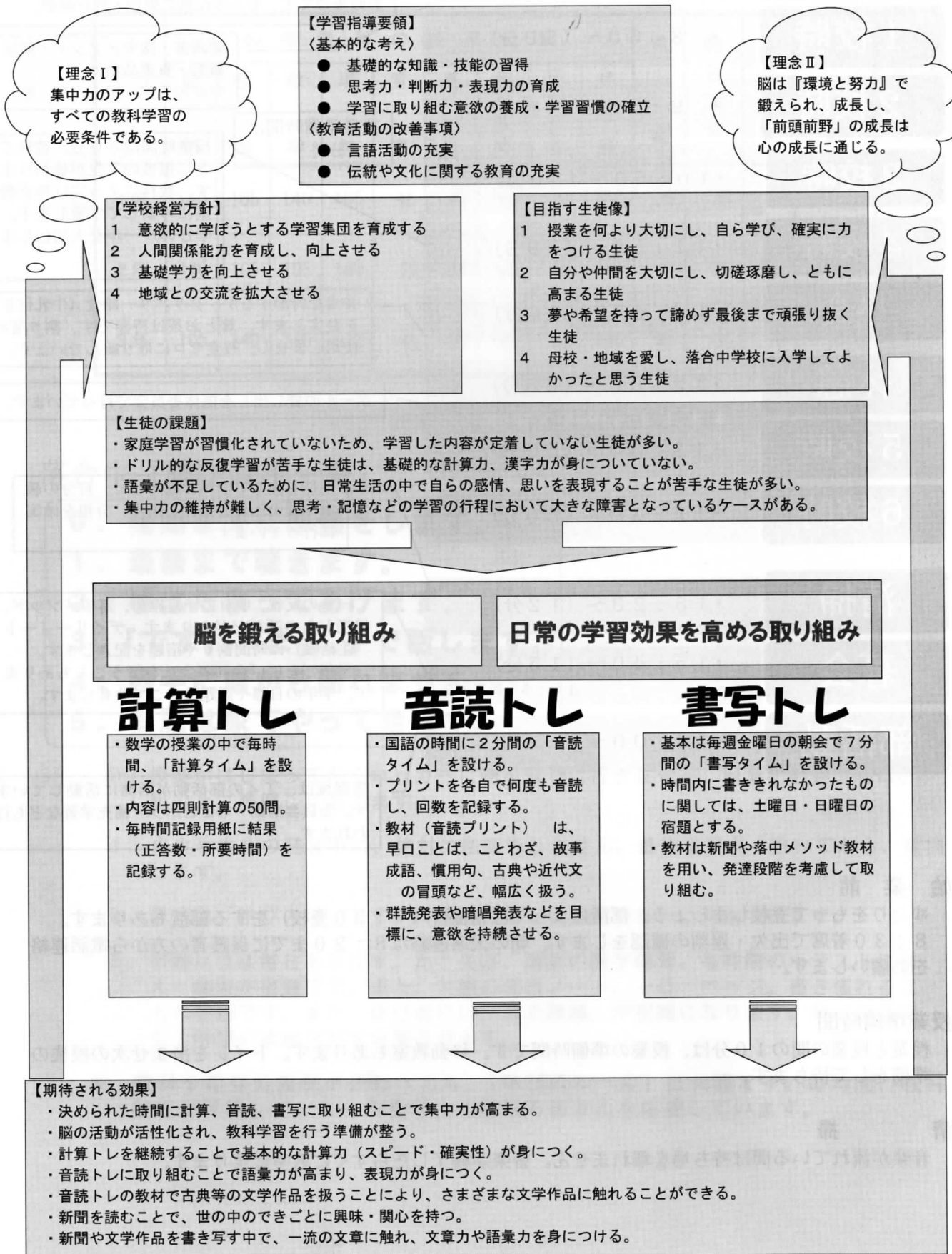
### 授業準備時間

授業と授業の間の10分は、授業の準備時間です。移動教室もあります。トイレを済ませ次の授業の準備をして待ちます。

### 清 掃

音楽が流れている間は持ち場を離れません。音楽が終了したらすぐに教室に戻ります。

## 6. 落中メソッド



## 7. 「みそあじ」 in 落合中

8年前から落合中学校区3校(落合中・落合東小・真亀小)では、子どもたちを『9年間で育てる!』という共通理念のもとで取り組みを始めています。「家庭学習週間の取り組み」「スーパーキラキラ大作戦」「サマースタディーサポート」「中学校部活動体験」など、小学生と中学生が一緒に行う行事は、他の中学校にない先進的な取り組みとなっています。



生活面では、生活の合言葉「みそあじ」をかかげて子どもたちを指導しています。

「みだしなみを整える」「**そ**うじをする」「**あ**いさつをする」「**時**間を守る」は、十分身に付いていない子どもたちも多く、落合中学校区の子どもたち全員が身につけてほしい共通の生活課題になっていると考えています。この「みそあじ」は、落ち着いた学校生活を過ごし、学習習慣を身につけ、学力を伸ばす土台となるものです。この土台が、希望する進路の保障を支えます。

保護者の皆様には、このことをご理解いただき、子どもたちが「みそあじの学校」と誇れるよう、ご協力をお願いします。

**み** 自分自身をみつめ、誇りと自覚を持って身だしなみを整えることができるよう指導します。身だしなみについて違反があれば連絡します。ご家庭で責任を持ってご指導ください。著しい違反(染髪や変型の髪型、化粧、ピアス、異装など)は、違反を当たり前に行わないためにも直して登校するよう指導します。ご理解ください。

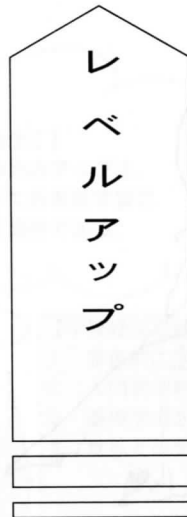
- ★月1会の身だしなみ点検(みそあじ集会)
- ★年1回着こなしセミナーを開催

**そ** 心を磨き奉仕の心を育てます。毎日全教員が清掃につき指導します。また、生徒会が主体となってボランティアを推進します。

- ・毎日10分間清掃を行います。
- ・10分間は持ち場を離れません。
- ・掃除終了後、集合・点検・評価を行います。
- ・教室の環境整備は、いつも全員で行います。
- ・ちょこボラに積極的に参加します。

**あ** 「いつでもどこでも挨拶と感謝の言葉が聞こえる落合中」を目指します。

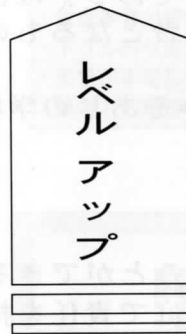
## めざせ！レベル5



レベル	あいさつのようす
5	自分から立ち止まり、相手を見て、笑顔で会釈しながら、大きな声であいさつする。
4	自分の方から、会釈しながら、はっきりとあいさつする。
3	自分の方から、会釈しながらあいさつする。
2	声をかけられてから、相手の方を見てあいさつをかえす。
1	声をかけられてから、小さな声であいさつをかえす。



## 授業あいさつレベル5



レベル	落中スタイル 授業あいさつ	
5	ベルで開始・終了。着ベル。姿勢の肯定評価。	<b>上級</b>
4	全体でそろえて1回でクリア。	<b>中級</b>
3	基本形のあいさつをする。	<b>初級</b>

**じ** 遅刻やベル着の指導をします。遅刻を繰り返したら家庭連絡をします。

**8時25分(予鈴)** までに教室に入り、カバンをロッカーへ入れます。

**8時30分(本鈴)** 着席します。(出欠確認)

### ★「着ベル」

授業開始のチャイムまでに席に着くと、授業がすぐに始められます。

### ★「授業準備時間」

授業と授業の間の10分間は、授業準備時間といいます。授業道具を机の上に出しておきます。

### ★下校時刻

暮会後30分以内には完全下校です。(部活動以外の生徒)

### ★部活動

17時・17時半・18時の3期に分けて設定しています。

## 8. 落合中 生徒心得

— 落合中学校の「生徒心得」をお伝えします  
ご理解の上、ご協力お願いします。 —

落合中学校の生徒として、よい校風と伝統を育てるための努力をします。そして、落合中生徒としての自覚を持ち、節度ある楽しい生活を送りましょう。

### 【学校生活に関する規定】

#### 1 登下校

- (1) 始業5分前までに教室入室しておきましょう。また、別に定める一般下校、部活動の下校時刻を守りましょう。
- (2) 自転車通学は禁止です。通学は徒歩になります。
- (3) 登下校中、寄り道や買い食いをしてはいけません。また、定時に帰宅する習慣をつけましょう。
- (4) 登校後は、無断で校外に出るはいけません。
- (5) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きのときは、必ず学級担任に届けてください。(直接保護者の方が連絡してください。電話連絡は8:20までをお願いします。事前にわかっている場合は、生徒手帳の届け出欄を用いてもよい)。遅刻した場合は、職員室で『遅刻届』を書いて教室に入ります。

#### 2 学習

- (1) 学習は中学生活の中心です。毎日の授業を大切にしましょう。
- (2) おちついた教室環境を作りましょう(机をそろえる、ゴミを拾う、身だしなみを整えるなど)。
- (3) チャイムで授業を開始しましょう。(10分間の授業準備時間内に次の授業準備を終えます。教室移動は速やかに行い、係の生徒は先生との連絡をすませます)。また、授業に遅れたら、必ずその理由を授業担当の先生に届けましょう。
- (4) 授業開始と終わりのあいさつを大切にしましょう。
- (5) 意欲的に学力を伸ばし、自分や友達のいい面を見つけましょう。
- (6) 小学校で身につけた『学びのルール』を大切にしましょう。

#### 3 礼儀と行動

- (1) 礼儀は人格と敬愛のあらわれです。落合中学校の生徒としての品位をもって、真心のこもった気持ちのいいあいさつをするように心がけましょう。また、言葉遣いに気をつけ、「です」「ます」で話しましょう。
- (2) 校内で来訪者にあつたときは、レベル5のあいさつをしましょう。
- (3) 校舎内で走り回ったり騒音をたてたりすることがないようにしましょう。
- (4) 校長室、保健室、職員室、事務室に入るときは、必ずノックして許可を受けてから入りましょう。
- (5) 無断で特別教室や他の学級、他学年の階に行ってはいけません。
- (6) 学校の物品を借りたいときは、必ず先生に許可を得てください。
- (7) 生徒間での物の交換や、金銭の貸し借りをしてはいけません。
- (8) 校内利用ルールを守りましょう(安全のため、遊び禁止・立入禁止になっているところがあります)。また、危険な行為を絶対にしてはいけません。
- (9) 上記のほかにも、給食や掃除、保健室利用の仕方など学校生活上必要なルールが別に定められているので、ルールに従い、責任ある行動をとりましょう。

#### 4 所持品

- (1) 生徒手帳は、常に身につけておきましょう。
- (2) 所持品には、はっきりと名前を書きましょう。
- (3) 他人のものは無断で使用しないようにしましょう。
- (4) 不用なお金、貴重品は持参しないようにしましょう。  
(お金を持参した場合は朝会時に担任の先生に預かってもらいましょう。)
- (5) 学習に必要なものは、持参しないようにしましょう。
- (6) 荷物はロッカーで管理しましょう。(学校においてよい荷物は指示があります。)
- (7) 携帯電話の持参・使用は禁止しています。(※細かい規定は以下の通りです。)

・原則として持ち込み禁止(登下校も同等の扱い)。  
・許可願について・・・保護者の申告により、やむを得ない理由と判断すれば許可願を提出してもらおう。  
(考えられる理由) ・生徒の生命にかかわる内容  
・家庭の事情

#### 5 身だしなみ

- (1) 落合中学校の生徒として誇りをもち、常に清潔感のある身だしなみで過ごしましょう。
- (2) 服装・頭髪等のみだしなみは別に定める規定に従いましょう。
- (3) 特別な服装をするときは、先生に届けて許可を受けましょう。

#### 6 校内美化

- (1) 私たちの学校は、私たちの手で美しくしましょう。
- (2) 校舎内および土足禁止のところは、土足で上がらないようにしましょう。
- (3) 校舎、校具を汚したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- (4) 校内の清掃はみんなで協力しあって、まじめにしましょう。
- (5) 下校の際は、カーテンを開け、机の整とんをし、戸締まりをして帰りましょう。

### 【校外での生活に関すること】

#### 1 外出

- (1) 外出の際は、行き先、目的、同行者、帰宅時間などをはっきり保護者に言って許可を得て出ましょう。
- (2) 危険防止のため次のことからは、保護者(保護者に変わる責任者)同伴で行って下さい。  
ナイトー、映画鑑賞、コンサート、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング、喫茶店、飲食店、キャンプ、サイクリング、登山、花火等危険と思われること、夜間の外出・外泊
- (3) 夜間の外出・外泊はしないこと。  
(保護者同伴以外では日没後外出しない)。

#### 2 交通事故防止について

- (1) 交通ルールとマナーを守りましょう。道路への飛び出し、車の直前直後の横断、車道の歩行など危険な行動をしてはいけません。
- (2) 自転車に乗るときは、特に気をつけましょう。(二人乗りをしない)。
- (3) バイクの無免許運転は絶対にしてはいけません。

#### 3 その他

- (1) 下記の場合は学校に届けてください。  
アルバイト(アルバイトは原則として禁止しています。)

- (2) 違法行為(喫煙、飲酒、シンナー、万引きなど)は絶対にしないこと。
- (3) 携帯電話を使用する場合は、家庭でルールを決めて、正しく使用しましょう。特に午後10時以降は、電源を切る。自分の部屋に機器を持ち込まないといった、『テン・オフ』を守りましょう。

### 【みだしなみに関する規定】

落合中学校では次のように定めます。きちんとした容姿で節度ある毎日を送るように心がけましょう。

#### 1 男子服装

- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スラックス、長袖ポロシャツ、ベスト
- (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スラックス
- (3) 流行を追わない身だしなみとします。ポロシャツの襟はブレザーの下です。

#### 2 女子服装

- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スカート(スカート丈は膝にかかる程度)長袖ポロシャツ、ベスト
- (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スカート(スカート丈は膝にかかる程度)
- (3) 流行を追わない身だしなみとします。ポロシャツの襟はブレザーの下です。

#### 3 靴、靴下

- (1) 靴は、男女とも白地のひも靴(ひもも白)で、運動に適するもの。ハイカットのシューズやいちじるしく変形したものは禁止です。(授業、体育祭、受験等に使えるもの)
- (2) 靴下は男女とも白のもの。ワンポイントの入っているものは可。
- (3) 流行を追わない。(ルーズソックス、くるぶしソックスなど)
- (4) 上靴は本校規定のもの。(学年でラインの色が違います)

#### 4 衣替えについて

- 衣替えは6月、10月とします。ただし、調整期間を設け、その期間内に準備をします。(気候によっては時期がずれる場合がある)
- (1) 調整期間 約1週間～2週間
  - (2) 調整期間の服装  
男女とも冬服、夏服のどちらでもよい。また、冬服の場合、上着・ベストは着用しなくてもよい。学校指定のポロシャツは、長袖・半袖どちらでもよい。ただし、名札は所定の位置にきちんとつけておきましょう。

#### 5 頭髪のきまり

- (1) 男女とも中学生らしい髪型にします。
- (2) 男子  
① 前髪は自然の状態で見えにくいようにします。(髪が伸びた状態の時)  
② 襟あしは上着のえりにつかないようにします。(髪が伸びた状態の時)  
③ 横は耳がかくれるほど長くしません。  
④ パーマ、脱色、染めるのは禁止です。  
⑤ 額の剃り込み、及び眉毛を剃るのは禁止です。  
⑥ 左右非対称カット・一部を極端に伸ばす
- (3) 女子  
① 前髪は自然の状態で見えにくいようにします。  
② 後ろ髪は、襟の下の線より長くなったら結びます。その場合は黒・紺・茶・青のゴムを用い、リボン、ヘアバンドなどは禁止です。  
③ ピンでとめる場合は、かざりのついていないもので、黒・紺・茶・青のものとします。プラスチックのものなどは



すか切る・不自然に立てる他不自然なカット等、極端に流行を追った髪型や不自然な髪型にしません。  
⑦ 化粧したり、整髪料をつけたりしません。

してはいけません。  
④ その他、男子の④～⑦に準ずる。



## 6 その他

- (1) ズボンのベルトは飾りのないもので、黒・紺・茶色のものを着用します。
- (2) 名札は次のようにします。
  - ① つける位置は、男・女とも左胸の位置につけます。
  - ② 名札は学校規定のものを購入します。
- (3) 防寒用としてセーターを着用する場合。
  - ① V首の無地のセーターか、カーディガンをポロシャツのえりが見えるように着用します。
  - ② 色は、黒・紺・茶・グレー・白の5色とします。
  - ③ 規準服からすそが長くはみ出すものは避けます。
  - ④ 上着を脱いで、セーターやカーディガンで活動しません。暑い場合は、セーターやカーディガンを脱いで、上着を着ます。
- (4) ポロシャツの下に着る下着やTシャツ等は、白色を着用します。
- (5) 冬期は、マフラー・手袋を使用してもよいが、校舎内では使用しません。
- (6) ジャンパー、コート類は禁止です。(トレーナーやパーカー類も認めていません。)
- (7) ピアス等の不要な飾りは身につけません。
- (8) 入学式、卒業式等の儀式や体育祭、合唱祭、修学旅行、野外活動、職場体験等の校外での行事や、地域・保護者の方々と関わる場面では、みだしなみ規定に違反があると判断された場合、参加を認めず、特別な指導を行います。

## 【特別な指導（別室振り返り指導）について】

教育上必要な反省指導については、保護者の協力のもと次のような指導を行います。

- (1) 説諭
- (2) 授業反省指導（通常の学校生活の中でおこなう）
- (3) 奉仕活動
- (4) 特別な指導（別室振り返り指導）
- (5) その他特別に必要と思われる指導

★特別な指導（別室振り返り指導）に関して

### 1 目的について

- (1) 「何がいけなかったのか」を考え、同じ失敗を繰り返さないように自らの行動を振り返り、自省する機会とします。
- (2) 「今後がんばること」等と考え、よりよい学校生活を送ることができるような展望を持つ機会とします。
- (3) 生徒と先生の間関係づくりを重視するとともに、学校と家庭が連携し、以後の生活に活かします。
- (4) 「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、毅然とした指導を行い、謝罪が必要な場合は、事象に対する責任の取り方を学びます。
- (5) 問題行動は生活の乱れが表面に現れた現象であるという認識に立ち、問題行動だけの指導に終わらず、生活全般を立て直すことを目指します。

### 2 以下のような行為や行動に関しては、特別な指導（別室振り返り指導）を行う対象とします。

- ① 飲酒・喫煙（同席・準備行為（所持）を含む）

- ② 暴力行為（生徒間暴力・対教師暴力）
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引
- ⑤ 薬物等乱用
- ⑥ いじめ
- ⑦ カンニング
- ⑧ 授業エスケープ
- ⑨ 授業妨害
- ⑩ 異装（髪型の違反を含む）等で指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑪ その他、法令・法規に違反する行為や学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

## 3 特別な指導（別室振り返り指導）の方法

### (1) 場所について

別室とし、期間内は、冷静に落ち着いて自省するために他の生徒との交流も避けま

### (2) 期間・時間について

期間・時間は問題行動の程度や常習性、本人の状況等を考慮し、協議の上決定します。(原則3日以内とします。)

### (3) 指導内容について

- ① 身だしなみを整える、時間を守る等の基本的な生活規律や学力の補充による学習の基礎・基本を徹底し、生徒自身でどうすればよいかを考え、実行し、継続できる内容を盛り込みます。
- ② 最初の時間に必ず、『振り返りシート』をもとに先生とともに自らの問題行動を振り返ります。
- ③ 保護者にも『振り返りシート』への記述を求め、学校と家庭で協力・連携し、指導を行います。

## 4 事後の指導について

- ① 特別な指導を行った後も1週間程度、『行動記録シート』、『自律日誌』を活用し、学校生活がきちんと送れるようにします。
- ② 指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあることが確認できるまでは、特別な指導を継続します。
- ③ 特別な指導の最終日には保護者に来校していただき、今後の約束を行い、学校長との面接により終了を判断します。
- ④ 事後の生活に反省が見られない場合は、協議を行い、特別な指導にもどります。

## 5 その他

- ① 期間中の部活動の参加は禁止します。(部活動の公式大会への参加等は協議により決定します。)
- ② 期間中にある定期テスト等は別室で受験します。
- ③ 期間中にある学校行事への参加は協議により決定します。
- ④ 必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧める場合もあります。
- ⑤ 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、問題行動を繰り返す場合は、警察や児童相談所などの諸機関と連携をとります。

# 9. 部 活 動

## 1. 平成26年度開設部活動

### 体 育 系

卓球 バドミントン（女子） バasketボール（男子） 野球（男子）  
バレーボール（女子） ソフトテニス サッカー（男子）  
ソフトボール（女子） 剣道 陸上

### 文 化 系

吹奏楽 家庭科 美術

## 2. 部活動の意義

生徒が希望する部に所属し、自主的・実践的な活動ができるよう援助し、ひとりひとりの個性をのばしていく。また、学年・学級の所属を離れ、共通の興味や関心に基づく集団の中で、生徒相互ならびに教師と生徒の協力的な関係、人間的なふれあいを重視する。

## 3. 部活動時間

- (1) 活動時間は、月曜から金曜まで。時間は次のとおりである。  
 A・・・18：00 完全下校  
 B・・・17：30 完全下校  
 C・・・17：00 完全下校  
 ※A～Cの期間については、日没時刻や行事を考慮して別に定める。
- (2) 早朝練習の要望がある場合は、7時30分～8時10分まで行うことができる。
- (3) 部によっては、土曜日や日曜日に活動するところもある。
- (4) 定期試験の一週間前からは、原則として部活動を停止する。
- (5) 大会・試合の一週間前から30分以内の延長ができる。

## 4. 入部について

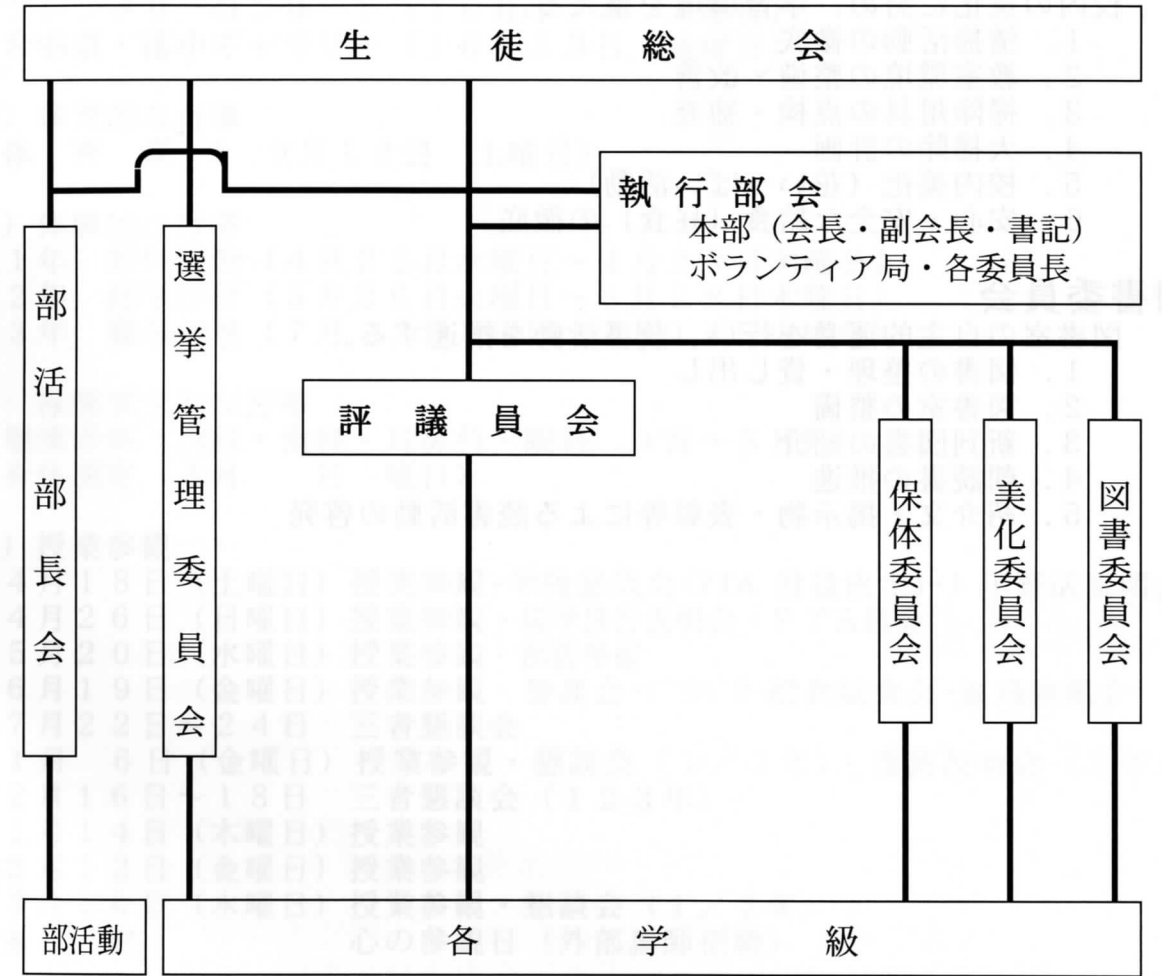
- (1) 1年生は4月初めに見学（体験）期間をもうけ、その後正式入部するものとする。
- (2) 同一部に三年間在籍することが望ましい。ただし、年度途中で特別な理由（身体的理由等）により、変更を申し出た場合、担任・顧問・部活動担当で検討し、変更を認める場合がある。

# 10. 生 徒 会

生徒会とは・・・

生徒会は、生徒全員で組織したもので、学校生活の充実や改善向上を図るための会です。そのために、先生の助言を受け、生徒会の組織を作り、自分たちの代表を選び、その代表に全員が協力することによって自発的・自治的な活動をすすめていきます。

生徒会組織図



- 生徒総会・・・生徒会活動について、全校生徒が集まって審議・決定する会。  
 評議員会・・・クラスの代表が集まって審議・決定する会。  
 ボランティア局・・・ボランティアの推進（ちょこボラの企画・ボランティアのコーディネート）  
 部長会・・・部の代表（部長）が集まって話し合う会。  
 生徒朝会・・・毎月1回、委員会の報告や学年の交流をする。

## 各専門委員会の活動内容

### 保体委員会

健康で明るい学校生活を送れるような活動を計画する。

1. 日常活動（ボールの貸出・健康観察）
2. 体育的行事の計画・推進
3. 保健行事の補助
4. 傷病者の世話
5. 保健衛生・事故防止に関すること（啓発ポスター・PR）

### 美化委員会

校内の美化に努め、学習環境を整える。

1. 清掃活動の徹底
2. 教室環境の整備・改善
3. 掃除用具の点検・補充
4. 大掃除の計画
5. 校内美化（花いっぱい活動）
6. 安心・安全な給食（昼食）の徹底

### 図書委員会

図書室の自主的運営を行い、読書活動を推進する。

1. 図書の整理・貸し出し
2. 図書室の整備
3. 新刊図書の紹介
4. 朝読書の推進
5. 紹介文・掲示物・表彰等による読書活動の啓発

## 11. 落合中学校のおもな行事予定(平成27年度)

### (1) 儀式

- 始業式（4月7日 火曜日）2/3年生
- 入学式（4月8日 水曜日）全学年
- 前期終業式（9月30日 水曜日）
- 後期始業式（10月1日 木曜日）
- 卒業式（3月12日 土曜日）
- 修了式（3月25日 金曜日）

### (2) 文化的な行事

- フレンドリーコンサート（10月17日 土曜日）
- 合唱祭・落中ギャラリー（10月23日 金曜日）

### (3) 体育的な行事

- 体育祭（9月12日 土曜日）

### (4) 体験的な行事

- 1年 野外活動（4月22日水曜日～4月23日木曜日）
- 2年 修学旅行（5月26日火曜日～5月28日木曜日）
- 3年 職場体験（7月13日月曜日～7月14日火曜日）

### (5) 保健安全的な行事

- 健康診断（内科・歯科・耳鼻科・眼科 4月～5月）
- 身体測定（4月 日 曜日）

### (6) 授業参観

- 4月18日（土曜日）授業参観・学級懇談会(PTA 役員決定)・1年野活説明会
- 4月26日（日曜日）授業参観・修学旅行説明会・PTA総会
- 5月20日（水曜日）授業参観・部活参観
- 6月19日（金曜日）授業参観・懇談会・テリハリ給食試食会・進路説明会
- 7月22日～24日 三者懇談会
- 11月6日（金曜日）授業参観・懇談会（1/2年）・進路説明会（3年）
- 12月16日～18日 三者懇談会（123年）
- 1月14日（木曜日）授業参観
- 2月12日（金曜日）授業参観
- 3月16日（水曜日）授業参観・懇談会（1/2年）
- 未定 心の参観日（外部講師招聘）

### (7) 学校へ行く週間

- 6月19日（金）～学校へ行く週間
- 9月24日（木）～学校公開週間
- 10月23日（金）～学校へ行く週間

## 12. 入学式までの日程

### 入学受付 . . . . . 4月1日(水)

教育委員会より送付されている入学通知書を中学校に持って来てください。入学の手続き、その他を行います。

- (1) 日時 平成27年4月1日(水) 午前9時～11時  
 (2) 場所 落合中学校 体育館・2F教室  
 (3) 持参物

- 入学通知書(裏面の名前のかな書きを必ず漢字に直してください。)
  - 筆記用具(新入生確認テストを行います。)
  - 上ばき
  - 下足を入れる袋
- (4) その他
- 体育館は8時45分に開場します。9時までには整列を完了します。
  - 服装は小学校の基準服です。
  - 不要物は持ってこないこと。(携帯電話は禁止です。)
  - 身だしなみに気をつけること。
- ※ **駐車場はありません。自家用車はご遠慮ください。**

郵便はがき	
広島中央局	7 3 9 - 1 7 4 1
料金後納郵便	広島市安佐北区真亀二丁目 番 号
落合 太郎 様	
入学通知書 No. 46	
平成 年 1月29日	
保護者様	広島市教育委員会 (学事課)
次のおり入学されるよう通知します。	
入学者名	落合 花子
生年月日	平成 年 月 日 性別 女
入学期日	平成27年 4月 1日
指定学校	広島市立 落合中学校
入学受付日	平成27年 4月 1日(水) 午前9時
※上記の宛名は、住民票上の世帯主としておりますので御了承ください。 ※裏面を御覧ください。	

### 入学式 . . . . . 4月8日(水)

- (1) 日時 平成27年4月8日(水) 午前9時～  
 (午前8時20分までに保護者同伴で登校してください。)  
 (2) 場所 落合中学校 体育館  
 (3) 当日の流れ

- ① 学級編成一覧(8時、校舎東側に掲示します。)で、クラスと出席番号を確認して新入生は教室に入ります。
- ② 保護者の方は、そのまま体育館へご入場ください。
- ③ 9時から「式次第」によって式を挙ります。
- ④ 就任者紹介を入学式に続行います。
- ⑤ クラスごとに教室に入り、学級開き(30分程度)を行います。保護者の皆様も、教室で参観してください。
- ⑥ 学級開き終了後、新入生は下校します。その後PTAの学級役員選出に入ります。

- ※ 生徒は基準服を着用して登校してください。
- ※ 保護者の方は、上履きと下足入れの袋をご持参ください。
- ※ 今後、体育館行事の時は下足を袋に入れて各自でお持ちください。
- ※ 今後、授業参観等で来校される時は、生徒用の脱靴場に靴箱を設けていますので、そこをご利用ください。
- ※ 駐車場はありません。自家用車はご遠慮ください。

## 13. 学校納入金の方法について(お願い)

本校では、学校へ納入していただく諸費・および副教材・給食費等につきまして、広島市教育委員会が行う学校納入金システムの導入により、安全確保の意味から口座振替によって納入していただく方法をとります。

つきましては、口座振替をさせていただき金融機関は、ゆうちょ銀行となっておりますので、全員が自動払込の申し込みを行ってください。

申し込み方法は、配布した「自動払込申込書」に記入例のとおりにご記入、押印の上、**3月6日(金)までに落合中学校事務室までご提出ください。(全員の提出が必要です)**

用紙記入にあたり、すでに口座をお持ちの方は、その口座を利用されてかまいません。お持ちで無い方は、口座を開設した後に必要事項をご記入ください。

なお、支払いについては、ご登録いただいたゆうちょ銀行の個人口座から学校口座への引き落としによるお支払いとなりますが、その際、引き落とし手数料をご負担いただくこととなりますので、ご承知ください。

学校指定の金融機関

**ゆうちょ銀行** (いずれのゆうちょ銀行でもご登録いただけます)

引き落とし手数料 …………… 10 円

今年度の自動払込および給食費などの納入方法につきましては、下記のようになりますので、ご確認ください。

記

自動払込でゆうちょ銀行に納入していただくもの

- 副教材費、実習教材費、PTA会費、生徒会費、生徒手帳、給食費 等
- ☆ 日本スポーツ振興センター加入金については別日
- ☆ 給食費については、滞納されますと次月より給食を止めさせていただきます。

**毎月 5日** (再払込 15日)  
 土・日・祝日の場合は翌営業日

ただし、4月は20日(再払込 21日)  
 8月および3月は、なし

※ 3月分給食費は、2月分と合わせて払込となります。

なお、納入金については、「学校納入金のお知らせ」により内訳・金額・引き落とし日をお知らせいたしますので、口座の残高をご確認いただき、引き落とし不能にならないようにご協力ください。

また、引き落としができなかった場合、現金を直接担任または事務室まで届けていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

※ その他納入していただくものとして、野外活動費や修学旅行費がありますが、それらの集金方法については、別途お知らせします。

ゆうちょ銀行 口座登録手続きについて(お願い)

ゆうちょ銀行の口座登録手続きについて、下記のとおり記入例を参考に「自動払込利用申込書」をご記入、ご捺印のうえ、配布しております返信用封筒に入れてご提出ください。

提出期限 平成27年3月6日(金)

記

1. 提出書類

「自動払込利用申込書」(きみどり色のA4)

落合中学校事務室へ

2. 記入するときの注意点

- ① 通帳表紙の裏ページに記入している通帳記号・通帳番号を記入してください。
- ② 通帳に届けてある印鑑を押してください。
- ③ 訂正する場合は二本線を引き届け印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください

(例) 落合

3. その他

- ① ゆうちょ銀行の通帳をお持ちでない方は、ゆうちょ銀行で通帳をご準備ください。
- ② ゆうちょ銀行の通帳であれば保護者名義でも生徒名義でもいずれでも可能です。ご都合の良い通帳口座をご指定ください。
- ③ 原則、3年間振替口座を利用いたします。口座や名義の変更等必要な場合はご連絡ください。
- ④ 大切な個人情報ですので、厳正に保管し他に利用いたしません。

尚、納金につきまして不明瞭なことや相談等ありましたら事務室(842-6416)までご連絡ください。

記入例

自動払込利用申込書



種目コード*	契約種別コード*	記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください)	番号 (右詰めでご記入下さい)
166	30	1 0 0 0 0 ※	0 0 0 0 0 0 0
住所	(郵便番号 739 - 0000 ) 広島市安佐北区0000丁目0-0		
フリガナ	オチアイ トウゴ	フリガナは必ずご記入ください	お届け印 
口座名義人	落合 東吾		
備考	平成 00 年度 新入生 生徒氏名 落合 真奈美 保護者氏名 落合 東吾 電話番号 0xΔ - □0xΔ - 0000 必ず記入してください		
払込日	毎月5日(再払込15日) (土、日、祝日の場合は翌営業日) ただし4月は20日(再払込21日) 8月および3月なし		
払込先 口座番号	15150-44440371	払込先 加入者名	広島市立落合中学校

通帳でよく確認して記号・番号を記入してください

通帳の名義を記入してください。

通帳届印

この申込書は、必ず「落合中学校」へご提出ください。

以下、ゆうちょ銀行使用欄

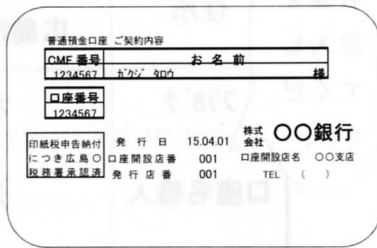
自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当事項に○印をつけ、返送下さい。	取扱店日附印
1. 記号番号相違      4. 口座なし 2. 氏名相違          5. その他 (            ) 3. 印鑑相違	
不備返送先 〒739-1741 広島市安佐北区真亀2丁目1-1 広島市立落合中学校	

## 14. 就学援助（学用品費・給食費等の援助）について

広島市では、学用品費や給食費などを援助する「就学援助」を行っています。希望される方は、別紙、「平成27年度 就学援助について(お知らせ)」の申請書に必要事項を記入・押印・証明書類を添付の上、期限までに学校へ提出してください。

### <注意点>

1. 今年度認定になっておられる方も、新たに平成27年度の申請が必要です。
2. 申請者と振込先口座名義人は同じ方となります。(違う方の場合、委任状が必要です。)  
(父・母どちらが申請者になられてもかまいません。)
3. 申請書の世帯状況については、世帯の構成員全員をご記入ください。  
同居している方は、全員同一世帯としてください。
4. 初めて申請される方や振込先口座を変更される方は、口座の確認のため、右記のとおり通帳のコピーが必要です。
5. 児童生徒の学年は、新学年を記入してください。
6. 平成27年度に新1年生となる弟妹がおられる場合は、併せてご記入ください。  
(他の小中学校等に在学中・進学予定の兄弟姉妹がおられる場合は、それぞれの学校へ申請書の提出が必要です。)
7. ボールペン又は万年筆で記入してください。(鉛筆で記入しないでください。)
8. 印鑑は、申請者欄と枠外の2箇所に押してください。(㊟があります。)

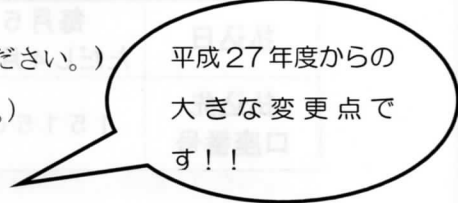


**所得の証明書類は、原則不要です。**

申請理由の区分が 3：市民税が非課税の方（寡婦又は寡夫、障害者の方に限ります）  
9：経済的に困りの方  
所得の証明書類は、原則不要です。平成27年度申請分から広島市の保有する所得情報によって、所得額を年に2回確認・審査します。  
(詳しくは、就学援助についてのお知らせの3をご覧ください。)

申請に合わせて、広島市教育委員会が住民情報及び所得情報を確認することについて、同意していただくことになりますので、ご了承ください。

校内提出期限 平成27年3月6日(金)



疑問がありましたら、遠慮なく  
落合中学校事務室 (TEL 842-6416)  
又は教育委員会学事課 (TEL 504-2469)  
までお問い合わせください。

## 15. 学校給食（民間調理委託方式）実施について

本校におきましては、広島市が栄養のバランスを考えて作成した献立に基づいて調達した食材を使って、民間業者により調理されたデリバリー給食を希望者に実施しております。新入生におきましても4月より学校給食を下記の要領にて実施して参りたいと思いますので、各ご家庭でもご検討くださいますようお願い申し上げます。

- | 記        |  |
|----------|--|
| 1 給食実施対象 | 希望者が対象です。<br>(希望されない方は、弁当をご持参ください)   |
| 2 実施日    | 月曜日から金曜日まで実施します。<br>学校行事等で早く下校するときは、中止します。                                     |
| 3 給食の内容  | 主食は、週のうち4日のご飯で、木曜日のみパンです。<br>主食に、副食と牛乳がついてきます。<br>(湯茶と箸は、各自持参する。割り箸は持ち帰ってください) |
| 4 給食費    | 保護者負担額は、1食あたり265円です。<br>〔平成26年度2月現在〕<br>〔平成27年度5月決定〕                           |
| 5 希望の有無  | 「落合中学校デリバリー給食調査用紙」(クリーム色のA4用紙)に必要な事項をご記入の上、 <b>落合中学校事務室</b> までご提出ください。         |
| 6 給食費納入  | 実施月の、5日(予備日15日)にゆうちょ銀行口座への入金をお願いします。(滞納されますと、次月より給食を止めさせていただきます場合があります)        |

## 16. デリバリー給食における食物アレルギー対応について（お知らせ）

デリバリー給食における食物アレルギー対応は下記のとおりです。食物アレルギー疾患のあるお子様がデリバリー給食を申し込まれる際には、下記をご確認のうえ、別紙の用紙「生徒の健康管理について」（ピンク色）にて学校までご連絡ください。締め切りを3月6日（金）とさせていただきます。

記

### 1 食物アレルギー対応の対象者の決定基準

(1)から(4)の全てに当てはまる方が対象となります。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| (1) 医師の診察・検査により食物アレルギーと診断されていること     |
| (2) アレルゲンが特定されており、医師から食事療法を指示されていること |
| (3) 医師が学校給食でのアレルギー対応が可能と判断していること     |
| (4) 家庭でも食事療法を行っていること                 |

### 2 食物アレルギー対応の内容

デリバリー給食は、家庭からの弁当との選択制(申込みは月単位)ですので、アレルギー疾患のあるお子様については、次の点を踏まえて主治医とご相談の上、ご利用を検討してください。

- デリバリー給食では、小学校での給食と異なり調理段階でのアレルゲンの除去はできません。
- そのため、デリバリー給食を申し込んだ場合、アレルギー対応は「食べる際に生徒自らがアレルゲンとなる食材を取り除く(教室除去)」か「アレルゲンを含む献立の日のみ弁当(副食)を持参する」ことを原則とします。
- ただし、教室除去では、アレルゲンを完全に除去することはできず、また、複数の副食が同じランチボックスに入っているため、運搬途中に混ざる可能性もあります。

[参考] 本市小学校における食物アレルギー対応との違い

	調理除去食	教室除去	代替食(代わりとなる料理) 持参	弁当持参
デリバリー給食	×	○	○	○
小学校での給食 (卵、乳、エビ、カニ)	○	○	○	○

(下図：副食の盛り付けの様子)



### 3 食物アレルギーのあるお子様がデリバリー給食を申し込まれる場合の手続き

#### (1) 学校に連絡・相談

お子様の状況等をお伺いしたうえで、学校から以下の書類をお渡しします。

番号	書類名	書類の流れ
①	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)	主治医記入→学校
②	食物アレルギー原因食品一覧表(様式2)	保護者記入→学校
③	学校給食食物アレルギー対応指示書(指導表)(様式3)	主治医記入→学校
④	食物アレルギー対応申込書(様式4)	保護者記入→学校
⑤	広島市立中学校のデリバリー給食における学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に基づいた食物アレルギー対応について	保護者→主治医

※①から④の書類は食物アレルギー対応を続ける場合、毎年提出が必要となります。

#### (2) 医療機関での受診

健康保険証を持参し、上記書類①③⑤を提出し、主治医の診断を受け、①③に記入してもらってください。

※診断及び文書料等に要する費用については、保護者負担をお願いします。

#### (3) 書類の提出

医療機関で記入してもらった書類①③及び保護者が記入する②④を学校へ提出してください。

・提出書類をもとに、主治医の指示内容を確認し、可能な対応について、保護者や学級担任等で話し合い、お子様の支援のあり方を検討し、ご連絡します。なお、場合によっては、さらに詳しい情報の提供や面談をお願いすることがあります。

・主治医から可能と判断された場合には、教室除去等の対応を開始します。対応にあたっては、毎月「食物アレルギー対応一覧表(様式6)」をご提出頂きます。

### 4 留意点

- デリバリー給食を申し込んだ場合、教室除去や代替食持参、弁当持参を行っても、給食費は変わりません。ただし、飲用牛乳を飲まない場合は減額となります。
- 成長に伴って、食物アレルギーの症状が改善されることもありますので、年に1回以上、定期的に医療機関で受診し、主治医の指示を受けてください。年度途中でも症状が改善した場合には、再度、管理指導表等の提出が必要となりますので、その都度学校にご連絡ください。
- 主治医の指示によっては、アレルゲンが含まれる献立について、場合によっては、代替食や弁当を家庭から持参していただく場合もあります。

## 17. 保健室からのお願い

～健康で安全な学校生活を送るために～

中学校 3 年間は、心身ともに大きく変化し成長していく時期です。思春期にさしかかった子供たちは、不安と動揺の中で自分づくりをしていき、時には疲れ、保健室を訪れることもあります。また、ケガをすることもあるかもしれません。

保健室では子供の立場に立ち、子どもたちの心身の健康管理に関わっていきます。入学に当たり、下記の通りご協力をお願いいたします。

### 1. 登校前の健康観察をお願いします。

学校に登校する前にお子さんの様子を確認してください。

- 寝起きはいいか    身体の不調を訴えていないか  
排便はすませた    発熱していないか                      朝食をしっかりと食べたか  
 場合によっては、「今日は家にいるよ」や「調子が悪かったらここに連絡して」などの会話をさせていただくとお子さんも安心すると思います。

\*欠席される場合には必ず連絡をお願いします。

感染症等の流行の兆しがないかチェックをしています。欠席される際には、「熱で」「咳がひどくて」「頭痛」「下痢気味で」など、詳しくお話ししていただくととても助かります。

### 2. 保健室とは

このような時に保健室へ来てください。

#### ◎気分が悪くなったとき

体調の悪い人が一時的に休養したり、早退するかどうかの判断をします。

#### ◎けがをした！

必要な救急処置を行います。そして、病院へ行くかどうかの判断をします。

#### ◎心配ごとや悩みごと

身体や心に悩みごとがある時は遠慮なく来てください。先生と一緒に考えましょう。

#### ◎身体や健康について知りたい

疑問があれば質問に来てください。

保健室には身体のことや健康に関する本や資料があるので利用してください。

また、定期的におたよりや保健室だよりを発行しています。

### 3. 保健室の利用の仕方

- 原則として『保健室利用カード』を、保健室を利用する時間の先

生に必要な事項を記入してもらい、保健室に持ってきてください。ただし、緊急を伴う場合は必要ありません。

- 付き添いは必要な時だけにしましょう。
- ケガは当日の応急手当の場です。  
継続した手当が必要な人は家庭で処置し、必要であれば病院に行きましょう。
- 体調不良については一時的な休養場所として使います。  
1時間を目安として様子を見て、良くなれば教室へ、良くならなければ早退し、病院へ受診したり、家で安静にしましょう。
- 内服薬は置いてありません。必要な人は自分で用意しましょう。  
注意：自分で飲む薬の名前や効果は知っておきましょう。また、人へ薬を渡すことはやめましょう。人によっては副作用が出ることがあります。
- 身長計・体重計・座高計・視力測定器具等を使用できます。  
声をかけて使用しましょう。ただし、使用時間は昼休憩と放課後のみです。

### 4. 学校感染症による出席停止について

学校感染症で医師より欠席の指示が出た場合には、登校する際に学校へ「治癒証明書」をご提出ください。治癒証明書の用紙等、学校にもおいてありますので、必要でしたら取りに来ていただければと思います。また、学校感染症等の一覧についても掲載しておりますのでご確認ください。

### 5. 学校医・学校薬剤師

学校における健康診断や健康相談の実施、また、感染症予防やその他生徒の健康に関することについてご助言やご指導をいただくなど、日々御生徒の健康の保持増進にご協力いただいています。

医療機関名	住所	電話番号	医師名	診療科
加川内科	□田3-26-5-4	841-1515	加川 大三郎	内科
むねの眼科	亀崎1-2-26	840-0550	宗野 浩一	眼科
高陽耳鼻咽喉科	亀崎1-2-2	841-6687	武内 成治	耳鼻科
横畑歯科	落合5-28-12	843-0008	横畑 裕之	歯科
うえの薬局	□田4-20-3	842-3388	上野 正司	薬剤師



## 出席停止感染症一覧表

病名	おもな症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間	
インフルエンザ	高熱(39℃～40℃) 関節や筋肉の痛み 全身倦怠感 咳・鼻水・のどの痛み	飛沫 接触	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
百日咳	コンコンという短く 激しい咳が続く	飛沫	6～15日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	発熱・鼻汁 目やに・発疹・くしゃみ	飛沫	10～12日	解熱した後3日を経過するまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	38℃～40℃の発熱 のどの痛み、目やに 結膜の充血	飛沫 結膜	5～6日	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱 耳の前下部の腫れと 痛み(押すと痛む)	飛沫	14～24日	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹(三日はしか)	38℃前後の発熱 発疹 リンパ節の腫れ	飛沫	14～21日	発しんが消失するまで	
水痘(みずぼうそう)	発疹→水疱→ かさぶた 軽い発疹	飛沫 接触	11～20日	すべての発しんが痂皮化するまで	
結核	発熱・咳・喀痰・喀血 疲労・体重減少など	飛沫	一様ではない	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	髄膜炎症状(頭痛、発熱、痙攣、意識障害、髄膜刺激症状)を示す	飛沫	2～4日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
流行性角結膜炎(はやり目)	目の異物感 充血 まぶたの腫れ 目やに 瞳孔に点状のにごり	接触	1週間以上	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
急性出血性結膜炎(アポロ病)	目の激しい痛み 結膜が赤くなる 異物感、涙が出る	接触	24～36時間		
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	激しい腹痛 水溶性の下痢、血便	経口	4～8日		
コレラ	下痢、嘔吐、脱水症状	経口	数時間～3日		
細菌性赤痢	発熱、腹痛、下痢、嘔吐	経口	1～5日	その他の感染症とは 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症のほか、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎があります。 最近では出席停止扱いにしない方向となっています。	
腸チフス	持続する発熱、発しん(パラしん)	経口	1～2週間		
パラチフス	腸チフスと同じであるが症状が軽い	経口	1～2週間		
その他の感染症等	溶連菌感染症	発熱(39℃前後) 発疹・扁桃発赤・腫脹 咽頭痛・イチゴ舌など	飛沫		2～4日
	マイコプラズマ感染症	発熱・乾性の激しい咳が続く、咽頭炎	飛沫		2～3週間
	流行性嘔吐下痢症	突発の嘔吐・下痢 腹痛・発熱	経口 飛沫	1～3日	

病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(学校保健安全法施行規則による)

### 18. 独立行政法人・日本スポーツ振興センター災害共済給付金取扱いについて

この制度は、学校管理下においてケガ、病気(給食による食中毒など)をしてその総支払額が5,000円以上(本人負担1,500円以上)の場合支払い額に応じた給付が行われる制度です。

1年生は加入申込書を4月の入学受け付けの際にお渡しする予定になっていますので、その際に申し込みをしてください。なお2,3年生については継続になりますので、申し込みの必要はありません。

共済掛け金の徴収については口座引き落としとなります。口座登録を3月6日までに別紙の用紙をご記入いただき、ご提出ください。

#### 本校での手続きの方法

- ①けがが発生した場合、保健室へ報告をしてください。  
休日のクラブ活動でのけがの場合、事後、保健室が開いているときに声をかけてください。
- ②保健室より必要書類をお渡しします。
  - ・災害発生の状況については、本人、保護者で記入をお願いいたします。
  - ・医療等の状況・調剤報酬明細書については、病院・薬局に提出し、記入してもらってください。
  - ・医療等の状況・調剤報酬明細書については1カ月1枚の用紙になっています。足りない場合は取りに来てください。
  - ・接骨院等を利用された場合は別の用紙をお渡ししますので、そちらに記入をお願いしてください。
- ③生徒より必要書類が届き次第、申請手続きをする  
書類が届かないと申請ができません。忘れず提出をお願いいたします。
- ④給付金支給(申請後、3～4カ月かかります。)
  - ・給付金が支給されたら、掛金の納入の際に登録いただいた口座へ振り込みを行います。手数料が30円ほどかかりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
  - また、振り込みが完了しましたら文書にて通知させていただきます。

- \*手続き上わからないことがある時は、遠慮なく養護教諭に連絡してください。なお、支払いは保険証を使用して残り3割ですが、給付金はお見舞いの意味も含まれて、4割給付となります。
- \*「ひとり親家庭医療費補助」等、他の法令による給付を受けていて、窓口での支払いがなくても、初診から治癒までの診療報酬点数が合計500点以上であれば、「自己負担額+医療保険並みの療養に要する費用の1割」が支給されます。
- \*生活保護法の適応を受けている場合は対象外です。
- \*保険の効かない治療は対象外です。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる掛金  
(以下「掛金」といいます。)の納入について(お知らせ)

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、広島市では、児童生徒等の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおり、掛金は広島市と保護者が負担します。(保護者負担額の詳細は、4月に配布予定の『独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入のご案内』をご覧ください。)

加入はあくまでも任意ですが、この災害共済給付制度の趣旨をご理解いただき、在学中、お子さまが安心して学校生活を送ることができますよう、加入されるようお願いしております。

掛金につきましては、保護者の口座から直接、広島市口座への振替納付となりますので、お手数をおかけしますが、下記の通り、関係書類にご記入・押印の上、提出してください。

記

1 提出書類

「口座振替依頼書または自動払込利用申込書」

- ※1 記入例を参考に金融機関口座名及びその他必要事項を記入してください。
- ※2 教材費等の引き落としを行う金融機関口座と同じ口座を記入してください。  
(異なる口座を登録されると引き落としができません。)
- ※3 口座振替依頼書は1・2枚目のみ学校に提出し、3枚目はご家庭で保管してください。
- ※4 兄弟姉妹が在籍している場合も一人につき一部の提出をお願いします。
- ※5 就学援助や生活保護を受けている方も、提出をお願いします。ただし、掛金の自己負担はありません。今後、就学援助や生活保護の対象でなくなった場合に、登録口座より引き落としをさせていただきます。

2 期限及び提出先

平成27年3月6日(金)

3 引き落とし日

平成27年度は、7月に納入通知を送付させていただいた後、9月末日にご登録口座から引き落とされる予定です。

記入例

日本スポーツ振興センター共済掛金 口座振替依頼書 自動払込利用申込書 平成27年3月△

提出日を記入。

保護者名を記入してください。

ゆうちょ銀行を○印で囲んでください。

1枚目・2枚目に必ず押印してください。

「落合中」と記入してください。

4月時点の学年(1年)を記入してください。

1枚目・2枚目に必ず押印してください。

※お願ひ ボールペンで太枠内のみ記入してください。

ゆうちょ銀行の口座番号を、下の欄に記入してください。

※預貯金通帳のとおりに記入してください。

※預貯金口座は、教材費等の引き落としを行う口座と同じ口座を記入してください。(異なる口座を記入されると引き落としができません。)

記載は6月となっていますが、平成27年度は9月末日を予定しています。

払込先口座番号  
01300-2-960001  
払込先加入者名  
広島市会計管理者  
金融機関承諾印・取扱店日附印欄

フリガナ	鈴木 一郎				1枚目2枚目に押印してください。
氏名	鈴木 一郎				
電話番号	自宅・携帯電話等 (082) 〇〇〇 - ×××				
住所	広島市安佐北区真亀〇-×-△				
フリガナ	鈴木 花子	学校名	広島市立 落合中	学校	
氏名	鈴木 花子	学年・組	1 年	組	

私は、次のとおり、広島市に納付すべき日本スポーツ振興センター共済掛金を、預貯金口座から口座振替の方法で納付したいので裏面の事項を了承の上、届け出ます。

フリガナ	鈴木 一郎				1枚目2枚目に口座名義人の承諾印兼通帳使用印を押印してください。
氏名	鈴木 一郎				
住所	広島市安佐北区真亀〇-×-△				
金融機関	金融機関コード	店舗コード	預金種別(該当する数字を〇で囲んでください。)	口座番号(右詰めとし、前にゼロを記入してください。)	
ゆうちょ銀行	1663	0	1 普通預金 2 当座預金	12345678	

※ ゆうちょの銀行を御指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

開始時期： おおむね申込月の翌々月から  
振替日： 原則6月末日(休業日の場合は翌営業日)

# 19. 新1年生物品販売

1. 購入月日 3月27日(金) 16:00~17:30
2. 購入場所 落合中学校 技術棟 (校門を入り、右に進み、グラウンド側にあります。)
3. 生活用品
  - (1) 上ぐつ (男女とも赤色のライン) 2, 150円
  - (2) 通学バック (学校指定) 6, 600円
  - (3) 基準服 (別紙) 振込金受領証と引き換え
  - (4) 体操服 (別紙) 申込書記入金額による

※ 名札はPTAより記念品として贈呈します。

4. 教科用品 (1) ノートセット 700円

国語ノート	150円	二百字帳	120円
数学ノート	150円	社会ノート	130円
英語ノート	150円		

- (2) 美術デザインセット 3, 200円
- (3) 音楽アルトリコーダー 1, 900円
- (4) 国語辞典 6万~7万項目程度 (教室で個人管理) 2, 500円

※ (2)(3)(4)については、兄・姉等から譲り受けたものでかまいません。

※ 各教科で副教材を購入しますが、入学後に連絡します。

5. 3月27日、都合により購入できなかった場合・・・

- 基準服・・・男子(キョーリツ) 女子(いとや)の取扱店に直接ご相談ください。
- その他の物品・・・落合中学校売店で**3月31日(火) 9時~11時**にご購入ください。
- 小学校での採寸ができなかった場合は、直接電話してください。

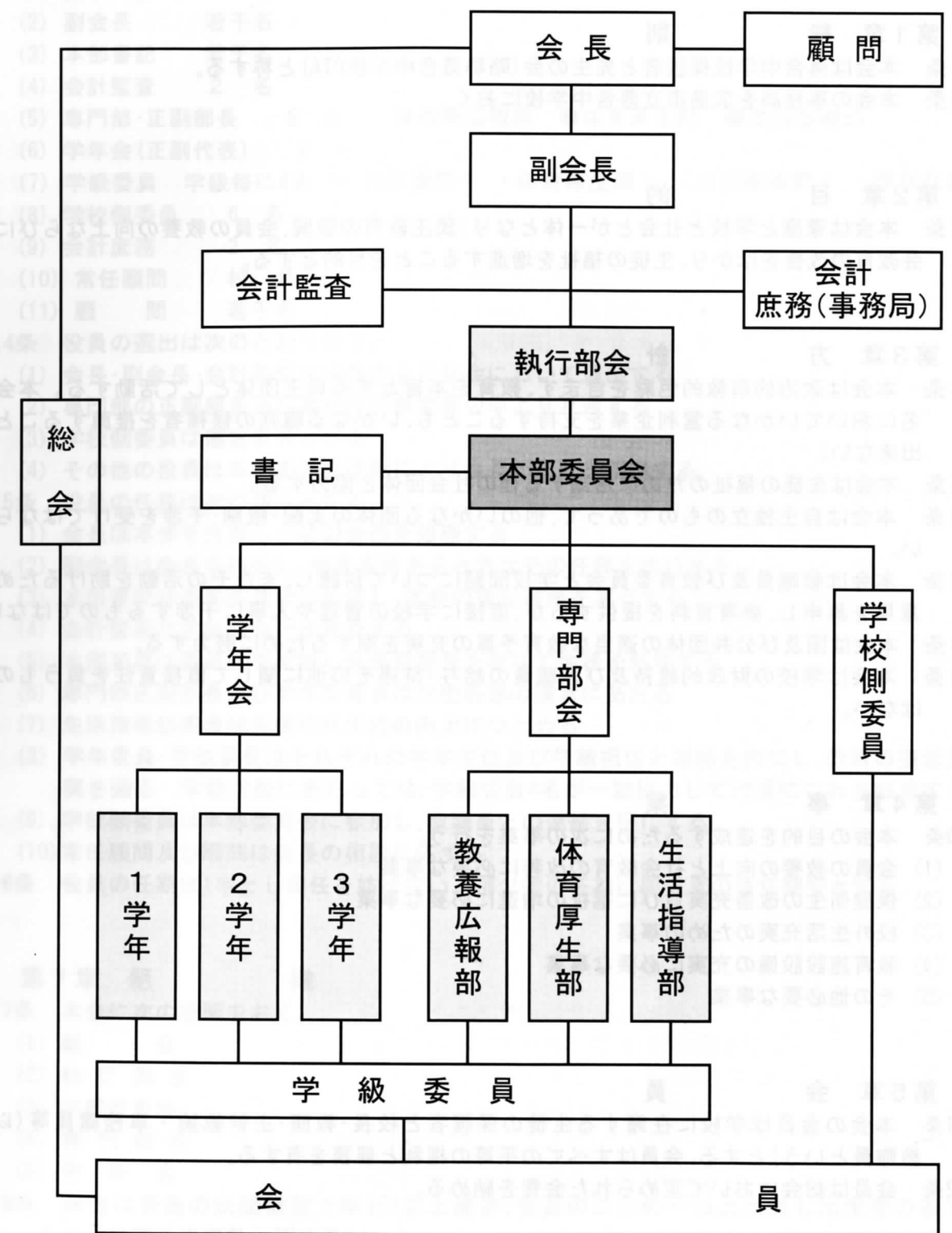
体操服・水着→**体育社外商部** (230-4488)

基準服(男子)→**キョーリツ** (248-0480)

基準服(女子)→**いとや本通り店** (248-1338)

**いとやセンター店** (225-3221)

# 20. P T A 組 織 図



## 21. 広島市立落合中学校PTA規約

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は落合中学校保護者と先生の会(略称落合中学校PTA)と称する。  
第2条 本会の事務局を広島市立落合中学校におく。

### 第2章 目 的

- 第3条 本会は家庭と学校と社会とが一体となり、民主教育の振興、会員の教養の向上ならびに社会教育の改善をはかり、生徒の福祉を増進することを目的とする。

### 第3章 方 針

- 第4条 本会は政治的宗教的色彩を含まず、教育を本旨とする民主団体として活動する。本会の名においていかなる営利企業を支持することも、いかなる職務の候補者を推薦することも出来ない。  
第5条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会団体と協力する。  
第6条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けてはならない。  
第7条 本会は教職員及び教育委員会と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。  
第8条 本会は国及び公共団体の適当な教育予算の充実を期するために努力する。  
第9条 本会は学校の財政的維持及び教職員の給与・待遇その他に関して直接責任を負うものではない。

### 第4章 事 業

- 第10条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 会員の教養の向上と社会教育の改善に必要な事業  
(2) 保健衛生の改善充実並びに福祉の増進に必要な事業  
(3) 校外生活充実のための事業  
(4) 教育施設設備の充実に必要な事業  
(5) その他必要な事業

### 第5章 会 員

- 第11条 本会の会員は学校に在籍する生徒の保護者と校長・教頭・主幹教諭・事務職員等(以下教職員という)とする。会員はすべての平等の権利と義務を有する。  
第12条 会員は総会において定められた会費を納める。

### 第6章 役 員

- 第13条 本会は次の役員を置く。  
(1) 会 長 1 名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 本部書記 若干名  
(4) 会計監査 2 名  
(5) 専門部・正副部長 6 名 ●教養広報部 ●体育厚生部 ●生活指導部  
(6) 学年会(正副代表) 6 名  
(7) 学級委員 学級毎に4名(教養広報部1・体育厚生部1・生活指導部1・学級代表1)  
(8) 学校側委員 6 名  
(9) 会計庶務 2 名  
(10) 常任顧問 校長  
(11) 顧 問 若干名  
第14条 役員の出選は次のとおり行う。  
(1) 会長・副会長・会計監査は会員中より総会において選出する  
(2) 専門部の正副部長及び書記は各部委員の中より互選する  
(3) 学校側委員は運営委員とする  
(4) その他の役員は本部委員の推薦により会長がこれを委嘱する  
第15条 役員の仕事は次の通りとする。  
(1) 会長は本会を代表し一切の会務を処理する  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する  
(3) 本部書記は本部委員会に所属し、本会の書記業務を遂行する  
(4) 会計監査は本会の会計を監査する  
(5) 本部委員は委員会を組織し会長副会長を助けて会務を処理する  
(6) 専門部正副部長及び学年委員会は分担各部の運営にあたる  
(7) 生活指導部委員は生徒校外生活の向上につとめる  
(8) 学年委員・学級委員はそれぞれの学年主任及び学級担任と連絡を密にし、教育の運営充実を図る 学級活動にあたっては、学級委員4名が一致協力して円滑にこれを処理する  
(9) 学校側委員は本部委員会に参加し、教職員との連絡を密にする  
(10) 常任顧問及び顧問は会長の相談に応ずる  
第16条 役員の仕事は1年とし留任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第7章 組 織

- 第17条 本会に次の機関をおく。  
(1) 総 会  
(2) 執 行 部 会  
(3) 本部委員会  
(4) 専 門 部 会  
(5) 学 年 会  
第18条 総会は最高の決議機関で年1回以上開き、会員の三分の一以上出席し出席者の過半数をもって議決を有効と認める。  
臨時に総会を開く場合は、委員会又は会員の三分の二以上の要求によって会長が招集する。

第19条 総会は次のことを行う。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の改廃
- (3) 監査の報告
- (4) 事業経過並びに事業計画の説明及び承認
- (5) 決算並びに予算の審議及び承認
- (6) その他必要な事項

第20条 執行部会は会長・副会長・校長・教頭で構成する。

第21条 執行部会は次のことを行う。

- (1) 総会の準備
- (2) 本部委員会の準備
- (3) その他必要な事項
- (4) 執行部会は毎月1回以上招集することを原則とする

第22条 本部委員会は会長・副会長・専門部正副部長・学年会正副部長・常任顧問・学校側委員・本部書記・会計庶務で構成する。

第23条 委員会は次の権限をもつ。

- (1) 総会決議の運営に関する事
- (2) 総会提出議案の作成に関する事
- (3) 諸規定の作成及び承認
- (4) 学年会並びに専門部会より提出された議案の審議
- (5) 他団体に対し本会を代表する事項に関する事
- (6) その他必要な事項
- (7) 委員会は每学期1回以上招集することを原則とする

第24条 緊急を要する事項は委員会の協議により臨機に処理し、事後総会の承認を得るものとする。

第25条 本部に専門部として3部及び学年会をおき、会長・委員会の委嘱された事業の執行にあたる。

- (1) 教養広報部  
研修活動に関する事及び学校施設の整備充実に関する事  
広報活動に関する事及び文化行事に関する事
- (2) 体育厚生部  
体育活動の推進と会員の親睦に関する事  
保健衛生の改善充実並びに福利の増進に関する事
- (3) 生活指導部  
校外生活に関する各種地域活動に関する事
- (4) 学年会 学年・学級のPTA活動に関する事

第26条 各専門部の構成は次の通りとする。

- (1) 本部委員は会長の委嘱を受けて各専門部に所属する
- (2) 各専門部に学年側委員1名、会長の委嘱を受けて所属する
- (3) 各専門部に部長・副部長・書記各1名をおく

第27条 学年会は必要に応じて会長または学年委員が会長の承認を経てこれを招集することができる。

## 第8章 会 費

第28条 本会の経費は会費・事業費・寄附金及び雑収入により支弁する。

第29条 本会の会費は一世帯月額300円とする。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 付 則

第1条 本会の規約及び付則の改正は総会において出席者の三分の二以上の賛成投票による。

第2条 本会の規約及び付則は昭和60年4月1日から実施する。

第3条 本会の規約及び付則は平成3年4月1日から実施する。

第4条 本会の規約及び付則は平成6年4月23日から実施する。

第5条 本会の規約及び付則は平成25年4月27日から実施する。

## 落合中学校PTA慶弔規定

第1条 本校生徒が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者(会長・当該学級委員1名)が葬儀に参列し弔意を表す。

第2条 生徒の父母またはこれに代わる保護者が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。

第3条 本校教職員が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。

第4条 本教職員の父母・配偶者・子供が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。

第5条 本校生徒が傷害・疾病のために入院一週間以上、家庭治療三週間以上必要な場合、見舞金3,000円をおくる。

第6条 本校保護者がPTA行事において傷害のため入院一週間以上、家庭治療三週間以上休暇を必要とする場合、見舞金3,000円をおくる。

第7条 本校職員が結婚又は出産した場合は祝儀として3,000円をおくる。

第8条 本校職員が転勤又は退職した場合は餞別(記念品料)として最初の1年は3,000円、2年以上は一律5,000円とする。

第9条 役員・離任その他慶弔を表す必要が生じた場合は、本部委員にはかり適切な方法を講ずるものとする。

## 付 則

第1条 本規定は昭和54年4月1日から実施する。

第2条 本規定は平成6年4月23日から実施する。

第3条 本規定は平成7年4月1日から実施する。

第4条 本規定は平成12年4月15日から実施する。

第5条 本規定は平成16年5月8日から実施する。

第6条 本規定は平成24年4月1日から実施する。

第7条 本規定は平成25年4月27日から実施する。

## 校内における生徒の携帯電話所持禁止について

初春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、落合中学校へのご入学を控えまして、PTAを代表し、心より歓迎申し上げます。

さて、表題の件でございますが、ご家庭では、緊急時の連絡用または生活利便場、既に携帯電話をお持ちのお子様、あるいはこれから購入をご検討されているご家庭もあろうかと存じます。

携帯電話も既に社会生活の一部となって久しく、それによる恩恵も多々ございますが、校内においては、無くてはならないものではありません。緊急時には、学校より保護者へ連絡体制が整っておりますし、校内には公衆電話も設置されております。

なお、広島市立の中学校においては、生徒の携帯電話の校内持ち込みは原則禁止とされており、落合中学校も同様とされております。

また、禁止にも関わらず、携帯電話を持ち込むことに起因する授業散漫による学力低下、周囲を含めた規律の著しい乱れの一因としても様々な影響が報告されております。

以上の内容を踏まえまして、落合中学校PTA本部委員会では、本年度も携帯電話の携行について下記の通り、学校と協議決定いたしました。

### 記

学校への携帯電話の持ち込みは、原則禁止（※）とする。持ち込んだ場合は、担任の先生に強制的に預かっていただき、返却については保護者の直接申し出により返却とし、例外は認めない。

（※）保護者からの事前届け出による承認の有る場合は別途。

以上、様々なお考えやご意見もあろうかと存じますが、趣旨をご理解の上、皆様のご協力をお願い申し上げます。

## 23. メール連絡網登録のご案内

広島市立 落合学校

PTA会長 藤堂 秀則

学校長 原之園 和弘

保護者の皆様には、日頃よりPTA活動へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では今までの電話連絡網とあわせて、メール連絡網を導入しております。このシステムは、携帯電話・パソコンのメールアドレスにメールを発信し連絡網として利用するものです。

携帯電話・パソコンのメールアドレスをお持ちの方は、「メール連絡網登録方法」についての案内は、4月1日に配布しますので、ご登録をお願いいたします。

### メール連絡網の概要

- 携帯電話のメールアドレスにも送信できるため、留守の場合も外出先で連絡を確認できます。
- これまでの時間差で伝わっていた電話連絡網と違い、複数の保護者へ同じ内容の連絡を一斉に伝達できます。
- 登録は自動で簡単です。
- メールアドレスは、学校側には表示されない仕組みとなっており、個人情報の保護に留意しています。
- 文字伝達ですので、伝え忘れや聞き間違いがありません。
- 携帯電話、パソコンなど複数のメールアドレスで登録できます。

※ なお、このシステムの加入は希望者のみの登録であり、強制ではありません。

※ 登録・使用料は無料ですが、パケット通信料が別途かかります。

※ パケット通信料は、携帯電話会社の契約プランにより異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

問い合わせ先：082-842-6416 （担当：教頭 小島健作）

# 24.非常災害時の登下校について

平成27年4月 広島市立落合中学校

## 特別警報が発表された場合

すべての場合において『特別警報』発表時は臨時休校とします

## 台風が接近している場合

午前6時：警報（暴風警報・大雨警報・洪水警報）が出ている → 自宅待機  
<自宅を出る前に警報が出ている場合も自宅待機>

午前10時までに警報が解除 → 解除1時間後より始業予定  
（生徒の登校状況にあわせ授業開始）

★例）8時に解除→9時より学校が始まります

午前10時：警報が出ている → 臨時休校

## 台風以外での警報発令の場合

午前6時：警報（大雨警報・洪水警報）が出ている → 朝練習なし  
<自宅を出る前に警報が出ている場合も朝練習なし>  
登校は通常通り

※連絡の必要な場合は、午前7時30分までに連絡網で家庭に連絡します

## 登校後の対応

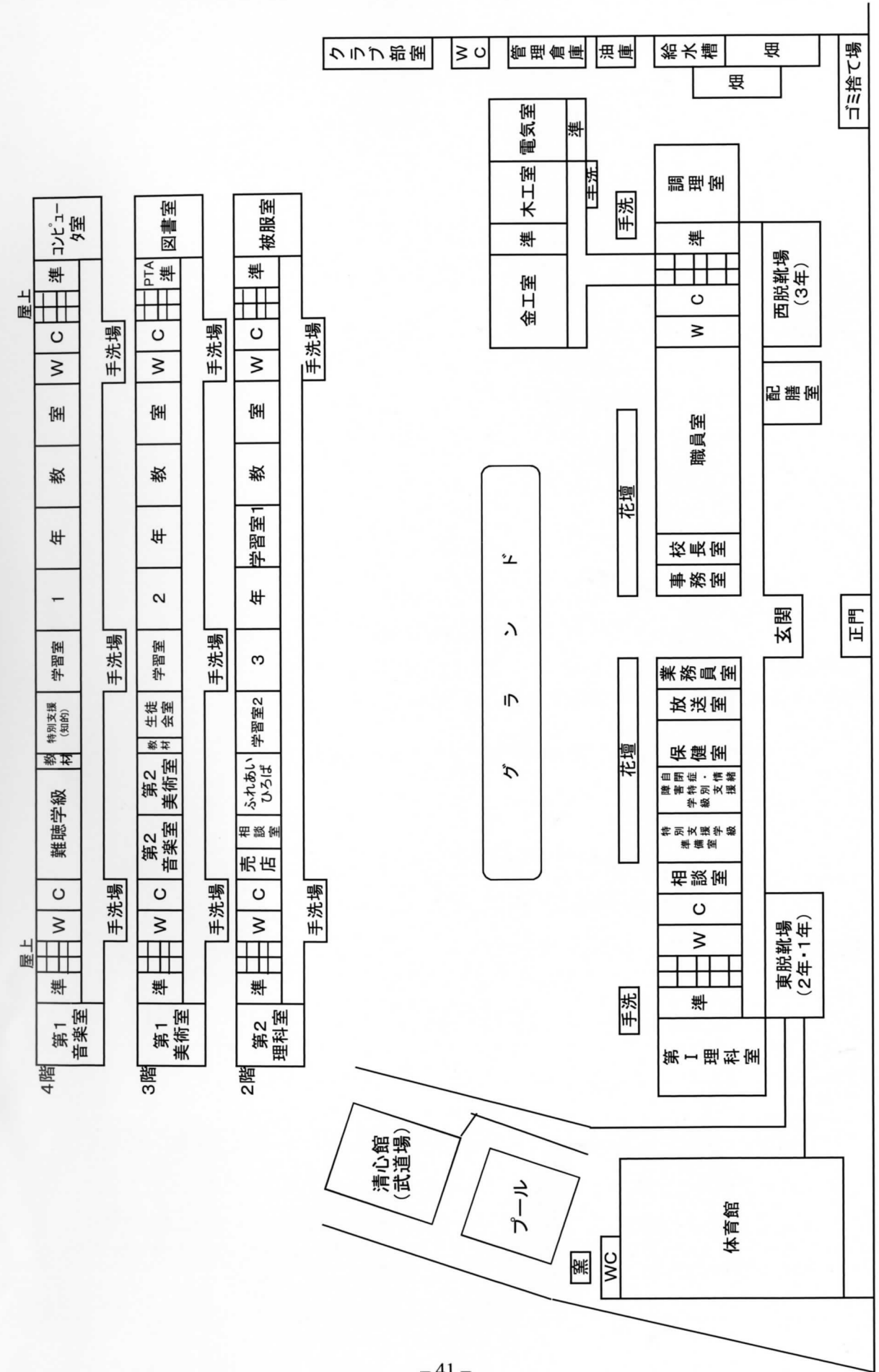
警報が出され、風雨が強まると考えられる場合、緊急に下校させる事があります  
※連絡網または保護者宛通知により連絡します

※ 通学路の安全につきましては、学校の方でも教職員が巡回しながら状況を確認しますが、保護者の皆様方にも通学路を巡回していただき、安全について十分ご確認ください。

※ 下校が危険な場合は、保護者の方に迎えに来ていただく場合もあります。

※ 上記のような警報時のみならず、大規模災害や、重大な事故や事件が起こる場合も考えられます。どのような場合でも、生徒の安全を優先し対応いたします。ご家庭でも、日頃から、非常時の場合について話し合っておいてください。

# 25. 教室等配置図



広島市立落合中学校 年 組

名 前